

多摩六都科学館組合の指定管理者制度導入に関する基本方針（案）

多摩六都科学館（以下、「科学館」という。）の運営は、教育普及活動をはじめとして幅広い業務を民間事業者に業務委託して、外注管理により民間の企画・運営力の導入と経費の効率化を図ってきました。地方自治の場では、新しい公共のあり方が模索される中、民間事業者や市民が参画するさまざまな官民協働の形態が広がりを見せています。民間事業者や市民が事業の計画段階から参加することによって、施設の保有と運営を分離し、施設改修や設備投資、企画・運営を民間事業者に包括的に委任する手法も現れています。

科学館組合組織市の財政状況が厳しい中、科学館の運営についても、外注管理の枠組みを一層押し広げ、運営経費の削減と運営体制の効率化を進めることが強く求められています。このような状況を踏まえて、官民協働の手法として注目されている指定管理者制度を科学館の運営に適用することについて、科学館組合事務連絡協議会運営企画部会（指定管理者制度導入検討部会＝以下「検討部会」という。）において検討を行ってきました。一方では、開館から16年が経過し、プラネタリウム機器や展示の更新などの施設改修や、アクセスの向上など運営上の重点項目が大きな課題となっており、指定管理者制度の導入に当たっては、これらの諸課題を効果的に解決していくことが可能かどうかについてさまざまな観点から検討を行いました。科学館組合組織市の考え方を踏まえ、先行事例の調査等を進める中で明らかになったポイントを以下のように整理し、指定管理者制度導入に関する科学館組合の基本的な方針を定めるものとします。

1. 科学館に指定管理者制度を導入することの目的と課題

運営経費の削減と市民サービスの向上を図るために、民間事業者の運営のノウハウをより活用できる手法として指定管理者制度を導入します。特に効率化による経費削減効果と先行事例に見られる課題については十分検証し、綿密な公募準備により、最適な実施事業者の選定を行うことを目指します。

なお、新たな運営事業の構築を求めていく場合は、ある程度中期的な観点で事業を軌道に乗せる必要があるため、指定期間については5年間から7年間を目安に設定します。ただし、選定の際の公平性・競争性が十分発揮されることで、運営の緊張感が保たれることに留意し、指定期間においては、評価・モニタリングの結果を可能な限り運営状況に反映できるようにして、常にPDCAサイクルが機能するよう図ります。

制度の導入に当たっては、科学館の経常的な運営経費の削減とサービス水準の向上をバランスよく遂行するために、業務仕様書の細目まで明示し、指定管理者の運営リスクの分担を明らかにした上で、適正な経費の縮減幅を見込んでいく必要があります。

2. 指定管理者制度導入による事業運営の方針

指定管理者制度を導入する際は、基本計画にあるプラネタリウムや展示、教室等の中核事業を軸に展開する一方、事業者の創意工夫が十分に活かされるよう、既存の枠にとらわれない独創的な発想による提案が容れられるよう意図します。特に、中核事

業については、単なる既存事業の踏襲にならないよう時代の流れを十分踏まえて、指定管理者に対し新たな事業価値の創造を求めていくことが不可欠です。

さらに、運営の効率化を最大限進めるために、積極的な事業の改廃や統合にも取り組みます。一例として、プラネタリウム投影と全天周映画上映は、ドーム空間における映像学習事業（イベント）として統合整理し、コンテンツの回転を速め、宇宙関連展示と統合して運営の効率化を図ります。常設展示は、維持コストや運営リスクの大きなものは廃止し、1点数千万円の大型科学展示装置を設置する従来の手法を改めます。新たに小規模の展示を対面式のワークショップや実験ショー等と組み合わせ、利用者の体験性と参加性をより高め、展示構成を整理しつつ活気ある展示空間を創出するなどの発想の転換により、スペース全体の活用を図っていくことを考えます。

3. 指定管理者制度とプラネタリウム機器更新及び展示更新計画の関連性

新たな事業価値を生み出し、施設の集客力を強化し、自主財源を高めていくためには、常に魅力的なコンテンツを提供する必要があります。プラネタリウム機器・施設と常設展示の老朽化に対処するために、更新事業を計画的に実施し、施設整備基金の長期的な活用にも留意して実施するよう努めます。

プラネタリウム機器更新については、専門家による検討委員会を設置して、指定管理者に実績のある民間事業者等への調査等を踏まえて実施する予定です。一方、展示更新事業は、指定管理者制度の導入と分離せず、指定管理者の企画・提案に基づいて実施します。これにより、実際の管理運営に即した効率的な事業とし、更新の成果を十分に引き出すことと、維持管理経費を抑制することが可能となります。指定管理者制度の導入と更新事業の実施を緊密に展開することで、新たな事業価値の創造を目指します。

なお、両事業とも科学館施設整備基金により実施しますが、基金からの繰入を極力抑制し、今後の施設老朽化による維持補修に対応できるよう特段の留意をいたします。

(1) 展示更新

展示更新については、運営者の創意工夫で魅力ある学習空間を作り出すために、指定管理応募者からの企画提案を基に指定管理者の選定を行います。展示室の改修と展示の企画及び設計・製作を選定された指定管理者に委任することで、無駄のないリニューアルを実施し、実際の運営開始後に自ら責任をもって活用できるようにします。

(2) プラネタリウム更新

プラネタリウム機器更新には、組合事務局が主体となって適切な施設改修と機器等の選定を行います。今後、映像技術の革新で、デジタル方式による番組配給が進展する見通しの中、ドームの利点をフルに活かした効率的な運用が可能な機器の導入が望まれます。世界最大級のドーム空間の利活用を最大限推進できるように、指定管理者の多様な発案を引き出す施設整備が必要です。このため、科学・天文教育の分野だけでなく、映像事業や生涯学習の専門家を交えた検討委員会で、指定管理者として運営

実績のある民間事業者の意見も聴きながら、幅広い観点で機種選定や施設改修の方針を決定します。実施業者の選定にあたっては、有識者による選定委員会に諮り決定することとします。

4 . 科学館組合の組織と運営

指定管理者制度の導入によって、組合事務局の事務のうち、施設管理関係と事業運営に関わることは指定管理者に移譲されるため、適正な事務量を精査し、効率的な人事・組織体制とする必要があります。今回の業務移行を円滑に実施するために要する事務局の業務は、概ね次の通りとなります。

議会運営や監査、理事会運営、組織市との調整等の組合固有事務
指定管理者の運営状況のモニタリングと第三者評価等の実施
組織市の公有財産としての科学館の長期的な維持、補修等
総合計画の改定と進捗状況のチェック
例規改正等の法務、文書管理、情報公開
経理・財務会計事務
安全管理、人事・労務管理、庶務

5 . 検討課題の整理

指定管理者制度と関連した運営上の検討課題については、個々に整理したうえで、指定管理者の提案を入れながら解決に向け努力します。

(1) 駐車場用地の確保

現行の用地借用で対応しつつ、将来的な対策を含め引き続き検討を行っていきます。

(2) アクセスの向上

駐車場の問題と関連し、指定管理者の提案を受けて改善に努めます。

(3) 料金体系の見直し

利用者への影響が大きいため、慎重に議論しつつ、自主財源の向上を目指して、より有効な料金設定を検討します。

(4) 開館・休館日、開館時間の変更、延長等

運営コストを考慮して開館日を適正に設定するとともに、月曜日から他の曜日に変更することで学校休業日や行事予定によりよく対応できるよう図ります。開館延長については、夜間に有効なプログラムの設定が可能か、指定管理者の提案を踏まえて柔軟に対処していきます。

(5) ネーミング・愛称の付与・変更

指定管理者の提案と努力を取り入れつつ、財源確保のために、ネーミングライツの積極的な誘導を行います。